

原議保存期間	30年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年12月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丁企画発第241号
令和3年4月23日
警察庁長官官房企画課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた業務上の対応等について（通達）

現下の感染拡大状況を踏まえ、令和3年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされ、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたところである。

こうした状況等を踏まえ、前回の緊急事態宣言がなされた際に示したものと同様であるが、警察が主催するイベント、部内における会議等について、下記の事項に留意し、引き続き、感染拡大防止のための取組を徹底されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了に伴う業務上の留意事項について（通達）」（令和3年3月19日付け警察庁丁企画発第148号）については、廃止する。

記

1 警察が主催するイベント、部内における会議等について

警察が主催するイベントの開催については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和3年4月23日変更）」（以下「基本的対処方針」という。）の内容のほか、地域の感染状況や各都道府県における知事部局からの要請内容等も踏まえ、開催の時期、方法等を慎重に判断し、開催する場合には、基本的な感染対策の徹底に加え、参加人数の縮小、内容の見直しによる開催時間の短縮等、感染リスクを低減させるための具体的な措置を講じること。また、部内における会議、巡回指導・巡回教養、業務監察・服務監察、会計監査等についても、同様に実施の時期、方法等を慎重に判断し、実施する場合には、上記のような措置のほか、オンラインによる実施等職員同士の接触による感染リスクを可能な限り低減させるための代替方法も含め検討すること。

2 職員への指導等について

(1) 職員への指導について

「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丙教厚発第1号ほか）等により累次示達されている感染防止対策等について、引き続き職員への指導を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す「感染リスクが高まる「5つの場面」（別添1）及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（別添2）の内容を職員に周知するなどして、感染リスクが高まる行動を回避するよう指導すること。

(2) 飲食を伴う会合への参加について

飲食の際の会話は、感染が生じやすく、屋内外を問わず、飲酒を伴う懇親会や大人数や長時間におよぶ飲食は感染リスクが高まる場面であると指摘されている。また、基本的対処方針においては、特定都道府県は、住民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動自粛の要請を行うことや、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請や、それ以外の飲食店に対する営業時間短縮（20時まで）の要請を行うこととされている。

これを踏まえ、夜間における飲食を伴う会合への参加については、緊急事態措置を実施すべき区域とされた地域以外も含め、知事部局による外出自粛要請や飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮要請の状況等を踏まえて特に慎重に対応すること。

このほか、日中における飲食を伴う会合についても、感染リスクに十分留意し、開催する場合においても開催場所・時間、参加人数等を工夫するとともに、基本的な感染対策を徹底すること。